

法律相談のご案内

★ 第3日曜日の法律相談を始めました！

法律相談は、平日のご利用が難しい区民の皆様のご要望にお応えし、平成30年度より、月曜実施分の1回を、毎月第3日曜日に実施します。お気軽にご利用ください。

利用できる方

中野区にお住まいの方で、相続、土地・建物、金銭貸借など、日常生活における法律問題についての相談を希望する方。

実施日時

- ① 実施日：月曜日と水曜日（第3日曜日の翌日を除く）
実施時間：午後1時～4時
- ② 実施日：第3日曜日
実施時間：午後1時～4時

※ 平成30年度の相談日は裏面の「法律相談日程表」をご覧ください。

申込方法

電話での予約が必要です。（窓口では受付けていません）

★予約申込先★ 電話番号 03-3228-8802（区民相談担当）

★受付時間★ ① の相談日
相談日当日の午前9時から（先着順）
② の相談日
相談日の前週の火曜日 午前10時から（先着順）

相談場所

中野区役所 1階 専門相談室（窓口番号1-20）

※ 各回の定員は12名、相談時間は30分以内となります。（秘密厳守）
相談員は、弁護士です。また、相談は無料です。

【 裏面の注意事項及び相談実施日程を必ずご参照ください 】

【 注 意 事 項 】

◀ 法律相談を受けられる方へ ▶

- ◆ 相談は面談で行います。電話での相談は実施していません。
- ◆ 予約がとれましたら、指定時間の5分から10分前にご来庁ください。その際、お聞きになりたいことのメモ、関係資料等をお持ちください。また、指定時間にご来庁できなくなった場合や、時間に遅れる場合は相談開始時刻までに区民相談担当（03-3228-8802）へご連絡ください。
- ◆ 相談員に示談のあっ旋や仲裁、書類の作成などの依頼をすることはできません。
- ◆ 多くの皆様にご利用いただくため、同一内容の相談は、1年に1回しかお受けできません。また、係争中の事案やすでに弁護士に依頼済みの案件はお受けできません。
- ◆ 日曜日の法律相談をご利用される場合、区役所への入り口は、区役所東側（サンプラザ側）の出入口のみとなります。ご注意ください。
- ◆ 中野区役所ホームページにも詳細を掲載していますのでご覧ください。

【 平成30年度法律相談実施日程 】

① 月・水曜日の相談日 ※受付は相談当日の午前9時から、先着順12名

平成 30 年	4月	2(月)	4(水)	9(月)	11(水)	18(水)	23(月)	25(水)
	5月	7(月)	9(水)	14(月)	16(水)	23(水)	28(月)	30(水)
	6月	4(月)	6(水)	11(月)	13(水)	20(水)	25(月)	27(水)
	7月	2(月)	4(水)	9(月)	11(水)	18(水)	23(月)	25(水)
	8月	1(水)	6(月)	8(水)	22(水)	27(月)	29(水)	—
	9月	3(月)	5(水)	10(月)	12(水)	19(水)	26(水)	—
	10月	1(月)	3(水)	10(水)	15(月)	17(水)	24(水)	29(月)
	11月	5(月)	7(水)	12(月)	14(水)	21(水)	26(月)	28(水)
	12月	3(月)	5(水)	10(月)	12(水)	19(水)	—	—
平成 31 年	1月	16(水)	23(水)	28(月)	30(水)	—	—	—
	2月	4(月)	6(水)	13(水)	20(水)	25(月)	27(水)	—
	3月	4(月)	6(水)	11(月)	13(水)	20(水)	25(月)	27(水)

② 第3日曜日の相談日・受付開始日（相談日の前週の火曜日）

※ 受付は受付開始日の午前10時から、先着順12名

	平成30年									平成31年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
相談日	15	20	17	15	19	16	21	18	16	20	17	17
受付日	10	15	12	10	14	11	16	13	11	15	12	12